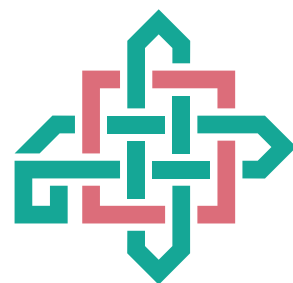


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.804

2 0 2 3

3



ものづくり補助金活用事例紹介
～有限会社函館力ネ二～



支部だより(上川・宗谷支部)



支部だより(胆振支部)

北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 なぜ注目？ゼロからのインボイス制度 第1回 ～概要編～
- 04 【必須】通常総会の開催～手順をおさらい～
- 06 令和4年度 冬季（下期）賞与支給状況調査報告
- 08 ものづくり補助金活用事例紹介～有限会社函館カネニ～
- 10 石田邦雄の『組織磨き・人育て』の現場から④
- 11 北海道経済産業局からのお知らせ
- 12 1月の景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

加入者・事業主の皆さまへ 協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和5年3月分（4月納付分）からの北海道支部保険料率についてお知らせします

健康保険料率

現行	令和5年3月分～
10.39%	10.29%

介護保険料率

現行	令和5年3月分～
1.64%	1.82%

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されており、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっております。

利用しなきゃ
もったいない！

令和5年度の「生活習慣病予防健診」がお得です！

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者さまを対象に「生活習慣病予防健診」を実施しております。

① 自己負担額がさらにお安くなります！

令和5年度からは、健診費用の約7割を協会けんぽが補助し、皆さまのご負担金額が軽減されます。

令和4年度まで 費用総額 18,865円
↓
令和5年度から 5,282円

② 検査内容が充実しています！

定期健康診断の検査項目に加え、
5種類のがん検診（肺・大腸・胃・乳・子宮頸がん検診）
もご用意しています。

定期健康診断で定められている項目
+
国が推奨する 5種類のがん検診



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

<http://www.kyouseikaikenpo.or.jp/>

☎011-726-0352（代表）



令和5年度の健康診断は、
ぜひ「生活習慣病予防健診」を
ご利用ください！

第1回

なぜ注目？ ゼロからのインボイス制度

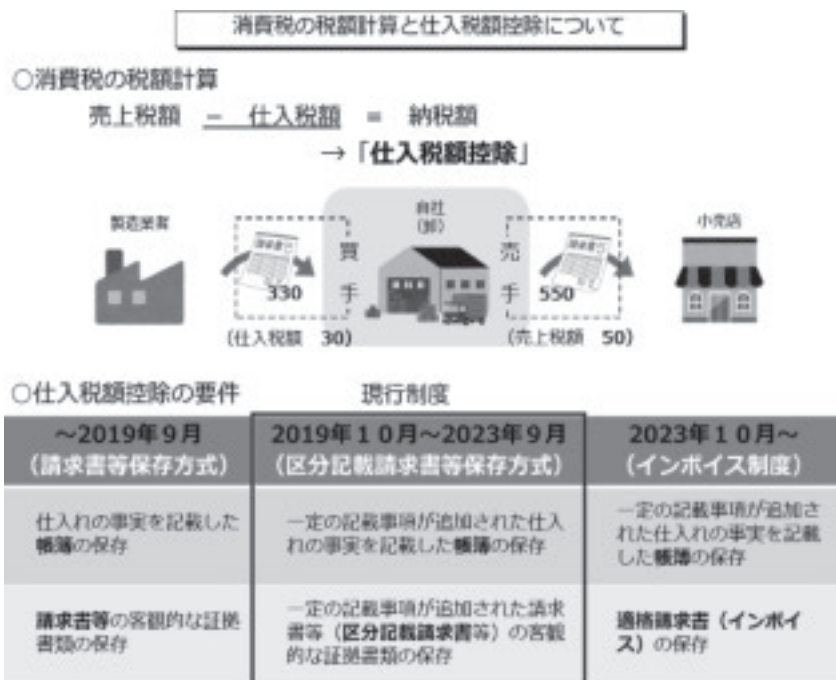
～ 概要編 ～

札幌国税局消費税課長 住吉 浩人氏

令和5年10月1日より、消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度がよいよスタートいたします。

この制度は、消費税の複数税率(8%及び10%)のもと、売り手と買い手が、取引に関し適用する消費税率及び消費税額を確認する仕組みであり、全ての事業者に関係する制度です。事業者の皆様が内容について理解し、自己の事業形態を踏まえ適切に対応する必要があります。

ここでは、全4回にわたり、インボイス制度に関する「基本的事項」、導入に当たっての経過措置及び令和5年度の税制改正大綱に定められた激変緩和措置等のポイント、インボイス制度適用に関し留意すべき事項や主なQ & Aなどを紹介していきます。



同封のリーフレットもあわせてご覧ください！

免税事業者のみ皆さまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

インボイス制度説明会開催中！

インボイス制度、支援措置があるって本当!?

1. 消費税の概要

消費税の申告における計算の仕組みは、簡単に申し上げますと、売上に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額を差し引いた差額を納付するというものです。

この時、仕入れ等に係る税額を差し引くことを「仕入税額控除」といい、差し引いた税額の証拠書類として、受け取った請求書や領収書等を保存する必要があります。

令和5年10月より開始されるインボイス制度においては、消費税の計算における「仕入税額控除」の証拠書類として保存する請求書や領収書等には、法律で定められた一定の事項を必ず記載することになります。

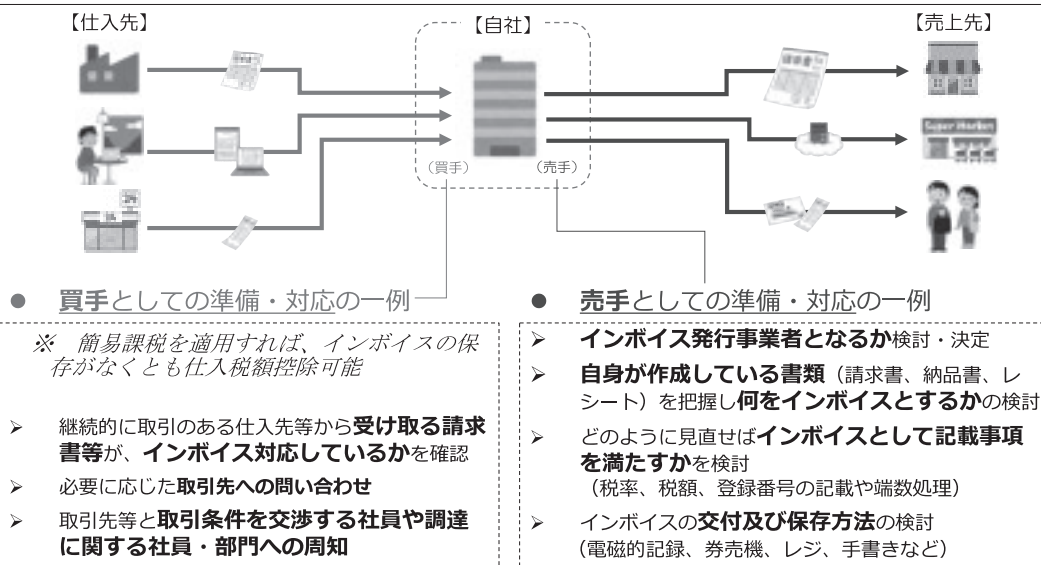
3. インボイス制度の事前準備等

次に、インボイス制度に対応するために、登録番号の取得の他にどんな準備が必要か、大きく次の3つのポイントについて解説します。

- ① どのような書類をインボイスとして準備するか
- ② 取引先と刷り合わせる必要のある事項は何か
- ③ 自社でのインボイスの管理、保存方法をどうするか（自社社員への周知を含む）

インボイス制度開始に向けた準備・対応のポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



① どのような書類をインボイスとして準備するか

前述のとおり、インボイス制度に対応するには、事業者ごとに「どの書類をインボイスとして整備するか」検討する必要があります。その際には、法律で定められた必要な要件を必ず記載することとなります。

ここで最も重要なのは「**必要な要件が記載されているかどうか**」であり、「**どんな書式にするか**」ではないということです（同封リーフレット4ページ参照）。つまり、要件である必要な記載事項があれば、どのような書式でも「インボイス」として扱うことが可能ですので、例えば、現在使用されている請求書等が令和元年10月の軽減税率制度導入以降における「区分記載請求書等保存方式」に対応していれば、これに「登録番号」及び「税率ごとの税額」の2項目を追記することで、これまでの書類を「インボイス」として扱うことができます。

② 取引先と刷り合わせる必要のある事項は何か

売り手がインボイスを発行した場合、買い手は受け取ったインボイスを、消費税申告時の「仕入税額控除」の資料として活用することになります。従って、制度開始以降の取引を円滑に行うためにも、例えば、継続的な取引先との間で、**お互いの「登録番号」の通知や「インボイス」の様式等の確認など、開始に向けた事前準備**を行いましょう。

③ 自社でのインボイスの管理、保存方法をどうするか（自社社員への周知を含む）

売上関係の整備だけではなく、**仕入れ・支払い面**についても、制度に対応できるよう、自社での経理体制を整備することが必要です。**例えば、a) 支払先から受け取った請求書や領収書等の管理方法、b) 立て替え分領収書の徴収方法、など**について、自社社員に周知するなどの対応も必要となります。

※消費税の申告上、簡易課税制度を選択した場合には、「仕入税額控除」を行うための書類管理は不要になります。

次回（4月号掲載予定）は、各種経過措置及び令和5年度の税制改正大綱にまとめられた小規模事業者向けの激変緩和措置を中心に解説いたします。

必須

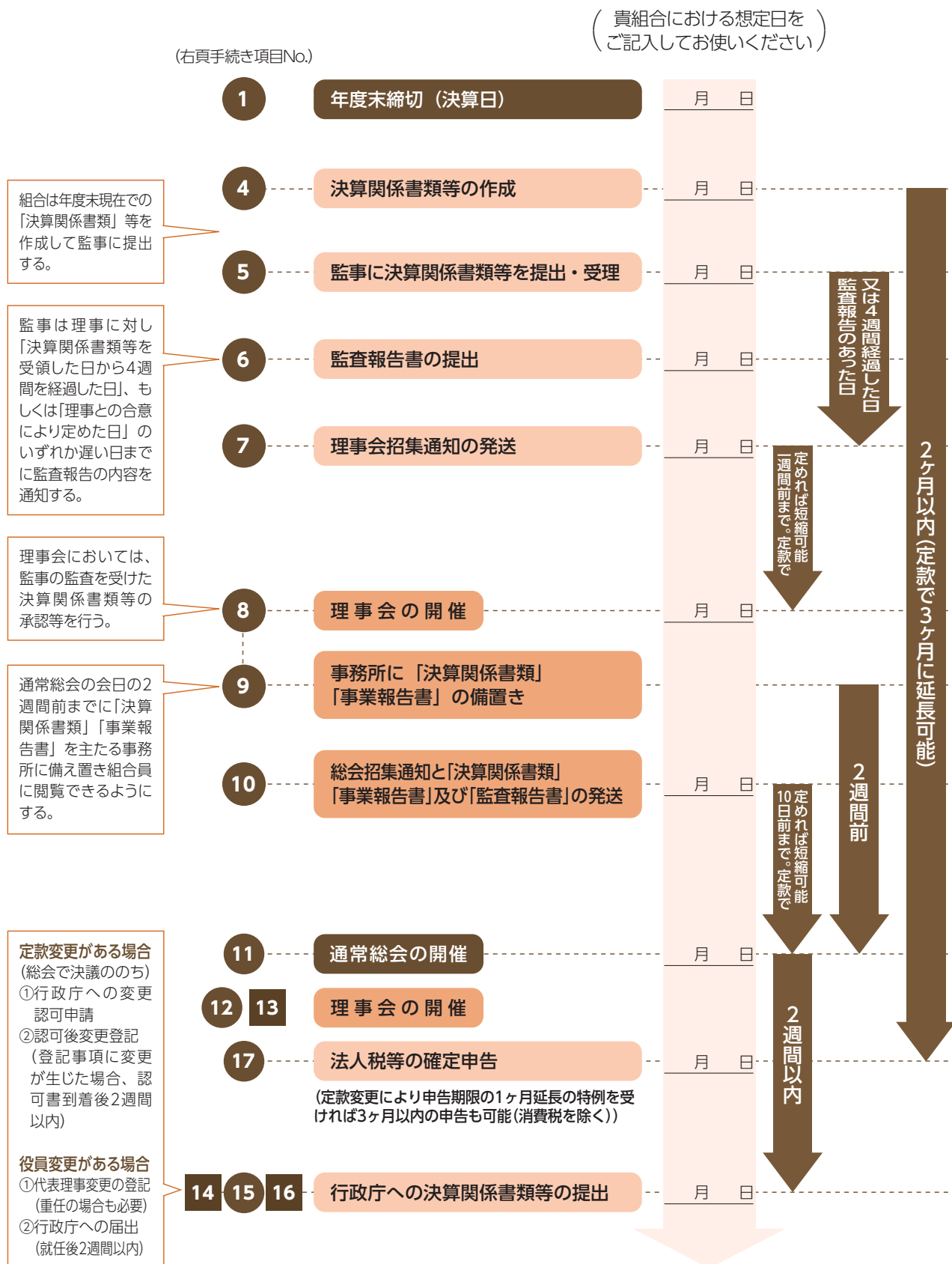
通常総会の開催! ~手順をおさらい~

コピーして
使える!

組合の決算期を迎えるにあたり、通常総会までに組合が留意すべき事項について手順をご紹介します。

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。 なお、変更が生じた都度、登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	決算関係書類等の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているかなどに留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事の監査を受けた事業報告書、決算関係書類並びに事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 [中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヶ月以内(定款で3ヶ月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事の改選を行った場合、代表理事等を理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届	任期満了の改選を行った時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人道民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。 【事前に本会担当者にご相談ください。】 [中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。 [中協法 第85条①]

※●印については、毎期の年度末の必須手続です。

※■印については、代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事に変更があった場合に行う手続です(代表理事変更登記は代表理事のみ該当)。

※●印、■印以外は、変更が生じた都度に行う手続です。

冬季(下期)賞与支給・予定調査結果

調査結果のポイント

I 調査の概要

- 調査目的** 道内の中小企業・小規模事業者における冬季(下期)賞与の支給実態を把握し、中小企業・小規模事業者の経営や労働の事情を把握するために実施する。
- 調査対象** 本会会員組合に加入する中小企業・小規模事業者 858事業所
- 調査期間** 令和4年12月～令和5年1月
- 回答事業所数及び内訳(従業員規模、従業員の雇用形態、労働組合の有無)**
 - 回答事業所数 353事業所(回答率41.1%)
 - 事業所の内訳 従業員規模別に見ると従業員数30人未満の事業所が70.0%で、また、回答事業所で雇用される従業員のうち正社員の比率は74.4%であった。
労働組合のある事業所は7.4%であった。

[従業員規模別]

業種	従業員数	業種別比率	1人～4人	5人～9人	10人～29人	30人～99人	100人～300人	事業所合計
製造業		30.0%	13 12.3%	21 19.8%	36 34.0%	29 27.4%	7 6.6%	106 100.0%
非製造業		70.0%	37 15.0%	48 19.4%	92 37.3%	56 22.7%	14 5.7%	247 100.0%
全業種		100.0%	50 14.2%	69 19.6%	128 36.3%	85 24.1%	21 6.0%	353 100.0%
			70.0%			30.0%		

[従業員の雇用形態]

業種	雇用形態	正社員	パート タイマー	派遣	嘱託・ 契約社員	その他	合計
製造業		71.9%	12.0%	3.6%	8.2%	4.4%	100.0%
非製造業		75.6%	11.6%	0.4%	7.6%	4.8%	100.0%
全業種		74.4%	12.5%	1.1%	8.0%	4.0%	100.0%

[労働組合の有無]

業種	有無	労組あり	労組なし	合計
製造業		10 9.4%	96 90.6%	106 100.0%
非製造業		16 6.5%	229 93.5%	245 100.0%
全業種		26 7.4%	325 92.6%	351 100.0%

II 調査結果の概要

1 冬季賞与支給の有無

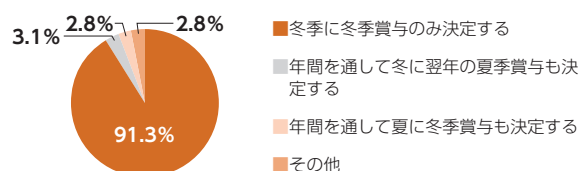
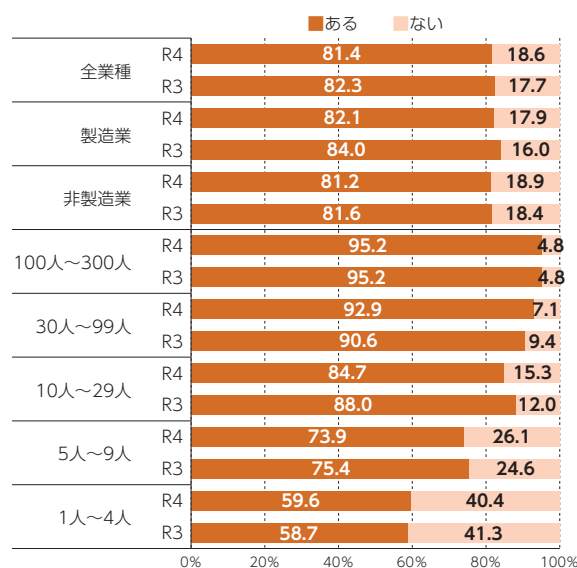
賞与を支給した事業所は、全体の81.4%(前年度対比△0.9ポイント)となった。

業種別では、製造業が82.1%(前年度対比△1.9ポイント)、非製造業が81.2%(前年度対比△0.4ポイント)となった。

従業員別に見ると、「100人～300人」が95.2%(前年度対比±0ポイント)と最も多く、次いで「30人～99人」が92.9%(前年度対比+2.3ポイント)、「10人～29人」が84.7%(前年度対比△3.3ポイント)、「5人～9人」が73.9%(前年度対比△1.5ポイント)、「1人～4人」が59.6%(前年度対比+0.9ポイント)となっており、小規模の事業所ほど支給割合が少なくなった。

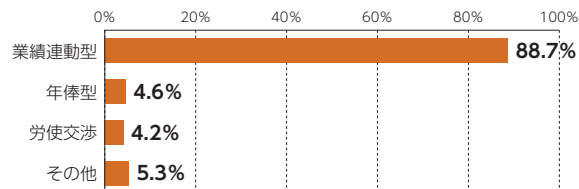
2 支給の決定時期

賞与支給の決定時期は、9割以上の企業が「冬季に冬季賞与のみ決定する」という方法をとっている。次いで、「年間を通して冬に翌年の夏季賞与も決定する」が3.1%、「年間を通して夏に冬季賞与も決定する」と「その他(年度初めに夏と冬の賞与を決定する、年間を通して4月に決定するなど)」が同率の2.8%となった。



3 支給額の決定方法

支給額の決定方法は、「業績連動型」が88.7%と最も多く、次いで「その他(評価制、役職に応じて定額など)」が5.3%、「年俸型」が4.6%、「労使交渉」が4.2%となった。



4 正社員の平均支給月数と平均支給額

平均支給月数は、全業種で1.8か月(前年度対比±0か月)となった。

また、平均支給額では、全業種で409,354円(前年度対比+1,990円)となり、業種別では、製造業で382,507円(前年度対比+2,194円)、非製造業で421,803円(前年度対比+1,469円)と、それぞれ増加となった。

(単位：か月、円)

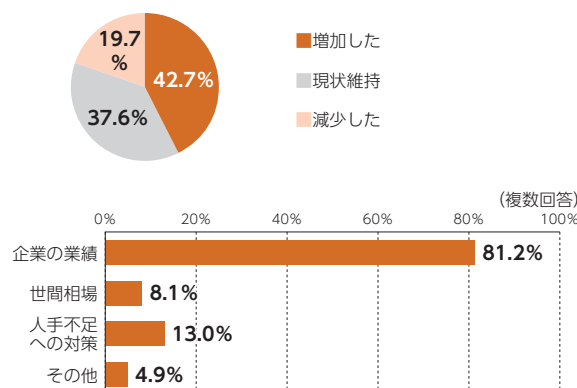
		平均支給月数	平均支給額(正社員1人あたり)
全業種	令和4年	1.8	409,354
	令和3年	1.8	407,364
製造業	令和4年	1.7	382,507
	令和3年	1.6	380,313
非製造業	令和4年	1.8	421,803
	令和3年	1.9	420,334

※平均支給額は、今・昨年度において冬季賞与を支給している事業所の正社員1人あたりの加重平均。

5 正社員への支給額の変動

正社員の賞与支給額の変動は、「増加した」が最も多く42.7%、次いで「現状維持」が37.6%となった。

変動した理由として、「企業の業績」が81.2%、次いで「人手不足への対策」が13.0%、「世間相場」が8.1%、「その他(基本給の増加、若い人材が増えたなど)」が4.9%となった。

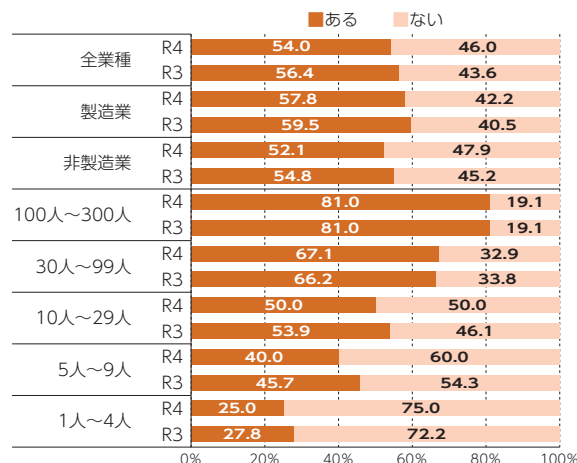


6 正社員以外の常用労働者への支給の有無

正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)へ賞与を支給した事業所は、全体で54.0%(前年度対比△2.4ポイント)となった。

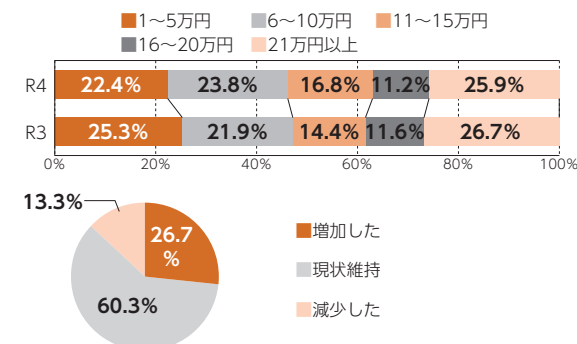
業種別では、製造業が57.8%(前年度対比△1.7ポイント)、非製造業が52.1%(前年度対比△2.7ポイント)となった。

また、従業員規模別では、「100人～300人」が81.0%(前年度対比±0ポイント)と最も多く、「1人～4人」が25.0%(前年度対比△2.8ポイント)と最も少なかった。



7 正社員以外の常用労働者への平均支給額

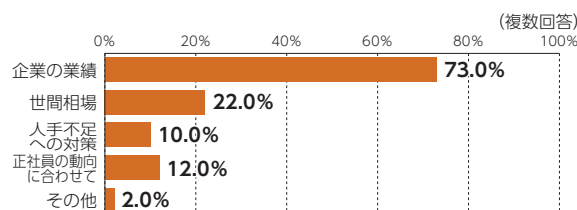
正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)への平均支給額は、「21万円以上」が25.9%(前年度対比△0.8ポイント)と最も多く、次いで「6～10万円」が23.8%(前年度対比+1.9ポイント)、「1～5万円」が22.4%(前年度対比△2.9ポイント)となった。



8 正社員以外の常用労働者への支給額の変動

正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)の賞与支給額の変動は、「現状維持」が60.3%と最も高く、次いで「増加した」が26.7%、「減少した」が13.0%となった。

変動した理由としては、「企業の業績」と答えた事業所が73.0%と最も多かった。





函館産昆布と椎茸のみを用いた 植物性だしの新商品「ねこんぶだし」 製造に向けた液体充填機等の導入事業

第59回目は、「有限会社函館カネ二」(令和元年度・令和2年度補正ものづくり補助金)の取り組みについて紹介します。

会社の概要

有限会社函館カネ二は、海産物等の対面販売を行う小売業者として、「函館朝市」に2店舗、「中島販売」に1店舗の計3店舗で営業を行っています。また、北海道内外の百貨店で開催する物産展へ出店しているほか、早くからインターネット展開し、平成9年に大手オンラインモールにネットショップを開店、現在まで継続して販売を行っています。

平成28年に、函館市海岸町に工場を新築し、水産加工品の製造もスタートしたことから同社の各店舗での販売のほか、卸売も行っています。商品の中では、松前漬が函館市のふるさと納税の返礼品に採用されるなど、同社の看板商品となっています。また近年は、昨今の健康志向に着目した商品も展開しています。



平成28年に新設された海岸町工場

ものづくり補助金申請の経緯

同社が新製品の開発を検討する中で、以前から真昆布の納入等で取引のある青森県の調味料等製造業者や卸・小売業者に相談したところ、「函館産の



同社で製造している「ねこんぶだし」

昆布を使った『だし調味料』を自社で製造・販売してはどうか」との提案があり、両社から技術提供を受け、新商品の「ねこんぶだし」の開発を始めることとなりました。

現在、市場に出回っている昆布だしの多くは、昆布そのものをミキサー等で砕き、ペースト状にしたものを化学調味料と混ぜ、これを希釈するという方法で製造されています。しかし、今回の技術提供により、昆布を砕くことなく、そのまま釜でお湯から煮出し「だし」を抽出するという方法を用いることで、水温管理や茹で時間の調整等が難しいものの、旨み成分をより多く含むなど、優れた特徴を持つ製品を製造することが可能になりました。

更に同社では、健康志向に着目して「動物性由来の添加物を用いない」ことにこだわり、函館産真昆布に椎茸を加えた「釜茹で抽出によるオール函館産の植物性だし」の製法を確立しました。

しかし、この製品を安定して製造するためには、既存設備を一部流用できるものの、釜を熱する機能と、製造した「だし」を容器に充填するための設備が、必須であると判明しました。また、製品ラベルの貼付は人手によることも可能ですが、設備導入により生産性効率が大きく向上することも分かりました。

そこで、工場に設備を集約し、ボトルの充填から

有限会社函館カネニ

代表取締役社長 藤田 公人

〒040-0063

函館市若松町 9-23

TEL 0138-22-0104

FAX 0138-22-0733

HP <https://hakodate-kaneni.jp/>



ラベル貼付までの自動化を図ることで全体の作業効率向上と安定した製造体制の確立に取り組むため、中央会で実施している「ものづくり補助金」を活用しました。

徹底した衛生管理のもと、1日2,500本を製造！

導入した設備は、昆布を釜茹でするためのボイラー、「だし」を容器へ詰めるための液体充填機、ラベル貼付機の3つです。

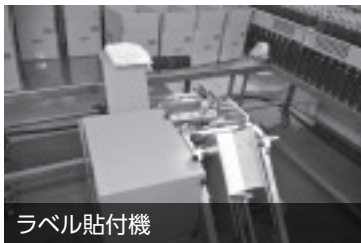
製造工程は、ボイラーで100℃以上に熱せられた水蒸気が配管を循環し、釜を80℃ほどまで温めます。徹底した水温管理のもと、昆布をお湯から煮出して「だし」を抽出し、水冷用のタンクで1～2日かけて冷ましてから、ホースを通じて液体充填機へと運びます。液体充填機は1度に4本充填でき、充填後はボトルをベルトコンベアで運び、栓を取り付ける工程までを行なっています。最後に、ラベル貼付機を用いて、充填を終えたボトルにラベルシールの貼り付けと賞味期限の日付打刻を行い、商品が完成します。

こうした工程を経て、1日に2,500本の「ねこんぶだし」を製造することができるようになりました。

製造工程において鮮度を保つためには、いかに空気に触れないかということが重要です。そのため、



ガスボイラー



ラベル貼付機

当工場では釜茹でと液体充填の際に空気に触れてしまうものの、それ以外はホースを使って真空中で注入し、一切空気に触れさせないように工夫しています。また、液体充填機の周辺は非汚染区の空間の環境を作り、衛生管理を徹底しています。

量産型の製造ラインの構築により、函館市内の各店舗での販売だけではなく、安定した卸売先の確保や、インターネット上での販売等が可能になりました。現在では、この「ねこんぶだし」を全国的に展開するべく、更なる販路拡大の取り組みが進められています。



フレキシブル充填打栓機

おわりに

今後の展開をお聞きしたところ、同社の藤田代表取締役は、「『だし』をとった後の昆布にも、栄養価がたくさん残っているので、無駄なく活用するために、ペースト状にしたものをつくだ煮やあんこなどにする方法を考えている」とお話しされていました。無駄のない昆布の活用で、今後も自社製品の充実と、販路の拡大が期待されます。

『組織磨き・人育て』の
現場から

4

めでる研究室 主宰
石田邦雄氏

組織に問われる「心理的安全性」

最近、よく耳にするようになった言葉に「心理的安全性」があります。これは米国ハーバード大学のエイミー・エドモンドソン教授が提唱したもので、大きく話題を呼ぶようになったのは米グーグル社における「プロジェクト・アリストテレス」による調査で“生産性の高いチームにおける必要な条件”としてこれが筆頭に挙げられたことでした。それでは「心理的安全性」とは何でしょうか？ここでは「チームの中で安心して自分の考えを自由に発言したり、行動に移したりすることができる状態」とでも定義しておきましょう。そのベースにあるのは「生産性を上げる為には『有能な人材』よりもむしろ『共同作業の在り方』にある」という点です。

実は先日、ある農協で、これを話題にさせて頂きました。そこでは「心理的安全性」の重要性に鑑み、職員によるプロジェクトチームを作り、その実現に向け努めているということであり、時代に先駆け先進的に取り組もうとする姿勢に拍手は送りつつも、あえて門外漢として率直にフィードバックをしたことがあります。それはこの農協に限らずグループ全体といってもよいのですが「総合サービス業」といわれながらも、挨拶の声が小さく笑顔が少ないなど、総じて元気さに欠けるように感じられ、「こうした関係性に問題があるのでは？」と。また、何か新たな提案をしたにしてもどれだけ組織として懐深く受け止めてくれるだろうかetc。その上で「今、こうして率直に私が伝えたことに対し『部外者のくせに生意気な』のような感覚で捉えている人がいるとしたら、それはもう既に心理的安全性を脅かす存在かも」と苦言を呈しながら。加えて次のような問題提

起もさせて頂きました。「農協において心理的安全性を考える場合、それはもしかすると事業所内のみでは限界があるかもしれません。こうして長年、農協とお付き合いをしていると『組合員のために』という“錦の御旗”のもとで不文律な主従関係が働き『組合員の顔色をうかがいながら』が習慣となり、それが下手をすると“ハラスメントの温床”になったりもしているようにさえ感じられるのですが」と。としたら職員が働くにあたり“組合員との関係性のありよう”も無視できない要因であり、私はむしろ「組合員とともに」くらいの方がよりパートナーとしての輝きを増し「相互扶助の精神」が発揮されるのではと思っています。

ところで、この農協では「心理的安全性」に取り組むにあたり大事にしている合言葉があります。それは「話助挑新(わじょちょうしん)」です。これは“心理的安全性の肝”を押さえた、とてもうまい表現であり紹介をさせていただきます。まず「話」は「何を言っても大丈夫」という「話しやすさ」をいいます。次の「助」は「困った時はお互い様」の「助け合い」で、「挑」は「とりあえずやってみよう」とする「挑戦」を意味します。もう一つが「新」で、これは「異能、どんと来い」という「新奇歓迎」を指します。さて、これらに照らすと皆さんの所属する組織風土はいかがですか？この「4つの因子」が“共通用語”となり、各人が自分の血肉とした時、組織として大きな飛躍につながることは間違いなさそうです。これを機会に組織を見直す参考になされるのも一つかもしれません。

北海道経済産業局からのお知らせです

「パートナーシップ構築宣言」をご紹介します

「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、下請企業との望ましい取引慣行の遵守（例えば「価格決定方法の適正化」）などを宣言するものです。

政府の「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入を決定し、これまで全国1万8千社超（うち北海道は580社超）の企業に宣言いただいています（令和5年1月31日現在）。

エネルギーコストや原材料価格が高騰する中、取引事業者全体のパートナーシップにより価格の上昇分を適切に転嫁し、取引適正化を図ることは中小企業等が賃上げの原資を確保する観点から重要な課題です。

「パートナーシップ構築宣言」をすると、

- ① 「宣言」はポータルサイトで公表。自社の取組を広くPRすることができます。
- ② パートナーシップ宣言企業に対して国や北海道の支援制度（補助金・融資など）に優遇措置が設けられています。

※北海道の優遇措置 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/a0004/b0005/>)

宣言はどうやってするの？

STEP1：準備

パートナーシップ構築宣言ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) から「パートナーシップ構築宣言 ひな形」をダウンロードし、記載見本・記載要領を参考に「パートナーシップ構築宣言」を作成の上、PDFに変換します。

STEP2：登録

登録ページから「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードします。

STEP3：公開

登録いただいた「パートナーシップ構築宣言」は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（（公財）全国中小企業振興機関協会運営）に公表されます。ポータルサイト内の登録企業一覧よりご覧いただけます。

問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室
TEL:011-709-2311(内線:2579) FAX:011-728-4364
e-mail:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

1月の道内景況 情報連絡員レポート

主要DI全て低下 原材料・エネルギー価格高騰の影響大きく

概況

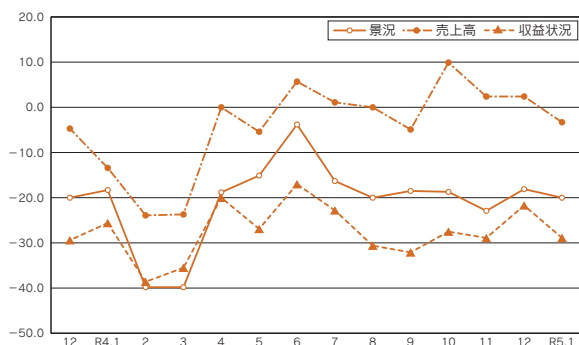
全業種の主要DIは、「景況」、「売上高」、「収益状況」の全てにおいて前月より低下した。

製造業では、「売上高」、「収益状況」、「販売価格」で改善しているが、他の項目で低下している。

非製造業では、「景況」、「雇用人員」以外の項目で低下している。情報連絡員からの報告によると、製造業では、価格転嫁が進んできているものの、原材料価格等の高騰や労働力不足の影響が大きく、厳しい経営環境が続いている。

非製造業では、冬季観光による小売業やサービス業を中心として、外国人観光客の入込数の増加が見られたが、電気料金や燃料費の高騰により収益が圧迫され、苦慮しているとの声が寄せられている。

主要DIの推移



景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比
業界の景況	△18.1	△20.0	△1.9	△14.3	△21.9	△7.6	△20.0	△19.0	1.0
売上高	2.4	△3.3	△5.7	△14.3	△3.1	11.2	10.9	△3.4	△14.4
収益状況	△21.7	△28.9	△7.2	△28.6	△28.1	0.4	△18.2	△29.3	△11.1
販売価格	24.1	24.4	0.3	14.3	18.8	4.5	29.1	27.6	△1.5
取引条件	△18.1	△18.9	△0.8	△7.1	△9.4	△2.2	△23.6	△24.1	△0.5
資金繰り	△8.4	△10.0	△1.6	△7.1	△9.4	△2.2	△9.1	△10.3	△1.3
雇用人員	△15.7	△17.8	△2.1	△7.1	△15.6	△8.5	△20.0	△19.0	1.0

(凡例) 30以上 10~29 9~10 △11~△29 △30以下

天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気表示は凡例のとおりです。

製造業

食料品

- 業界として、原材料価格の高騰が収まる気配がない。
 - ・売上は値上げ等により、改善するも数量ベースで上がっているわけではない。
 - ・国家主導による給与等の増加を促しているが、中小企業には余力がない。増加分への支援を国が行えないなら大きなことを言ってほしくない。(小樽)
 - 工場の操業については、前年同月と比較して変化はない。沖底船の操業については、荒天のため休漁が続く、操業日数を極端に減らし、オホーツク海での結氷による休漁期間(1/31~3/15)に突入した。(網走)
 - 味噌出荷量(道内): 単月(令和4年12月) 前年対比 88.9%
醤油出荷量(道内): 単月(令和4年12月) 前年対比 91.3%
 - ・令和4年1月~12月の道内・累計出荷量: 味噌 前年対比 97.3%
醤油 前年対比 96.5%
 - ・令和4年1月~11月の全国・累計出荷量: 味噌 前年対比 98.0%
醤油 前年対比 99.6% - ・令和4年12月の道内単月の出荷量は、味噌・醤油とも大きく減少。
 - ・令和4年1月~12月の道内の累計は味噌・醤油ともに前年割れ。
 - ・令和4年1月~11月の累計で、道内の味噌・醤油の出荷量が、全国平均よりも悪い。
 - ・出荷減、価格転嫁が進まず、エネルギー価格・原材料価格の高騰による影響もあり、苦しい状況に変わりはしない。(全道)
- コロナに加え、原材料・重油価格等々値上げが目白押しだが、現在においても未だ外部環境が低迷しており、製品価格を上げられる環境ではない。特に弊社のような小企業は自らの企業努力だけでは全く打開できる環境ではなく大変苦慮している。
 - ・価格転嫁については、現在75%程度のお客様にご理解をいただいている状況である。(全道)

木材・木製品

- 1月期のトドマツ原木は、これまでの状況を見ると概ね順調に入荷している。これまで同様にトドマツ原木は、カラマツ原木不足の代替えとしてトドマツを使用する状況が見られる。しかし、トドマツ原木の不足感は今のところない。市況については、地域差があるが、高値を保持しつつ保合で推移している。
 - ・1月期のカラマツ原木は、依然として慢性的な原木不足は未だ解消される見込みはない状況にあるが、ここに来て国有林材で多くカラマツが出てきている状況にある。また、3.65m材の出材が国有林で供給されているが、取り合いとなっており、高値で推移している状況である。4.00m材は出材されているが、未だ高値安定の状況にある。市況については、高値保合で推移している。
- ・製材市況は、冬場に入り、建築材、産業用資材共に不要期に入ると、ここに来て価格は横ばいから弱含みの状況にある。カラマツミナリについては、価格が大きく下げられたが、その後は徐々に下がっている。市況については、エゾ・トドマツは、保合が見込まれる。カラマツも、保合。
- ・紙原料は、輸入チップ価格が円安で上昇しているが、国内チップ買取価格の上乗せは少なく、希望価格にはほど遠い状況である。
- ・木質バイオマス原料については、順調に集荷されているが、地域によっては不足している話もある。
- ・広葉樹原木については、供給期を迎えており、需要が増加することが見込まれる。(全道)
- 原木入荷量については、合板向け原木が落ち着いてきたことから少し増えてい

る。原木入荷量前年対比118%。仕入れの平均価格は前年対比125%で高止まり。製材受注量は顧客の在庫が減っていないこともあり、落ち着いた見せられている。労働力不足や物価の高騰により、新年度からの大幅な賃金見直しは避けられない。しかしながら、企業側も電力料金を始め、経費負担増も大きく、難しい判断を強いられている。(十勝)

窯業・土石製品

- 空知の中地域、北地域では、この時期は雪により設備は稼働していない。
 - ・在庫の砂利は、護岸や工事の仮道の需要に対応しており、大きな動きはない。
 - ・砂利の種類は、切込み砂利が中心で、1m³3,000円から3,500円で取り扱われている。
 - ・生コンに提供する砂利はほとんどない。(全道)
- 1月は昨年来の見積依頼件数の減少が尾を引いたせいで、昨年売上実績を下回った。
 - ・見積依頼の件数は12月よりさらに減少した。
 - ・地元の工務店へは材料値上げを浸透させつつある。(全道)
- 1月の生コン出荷量はおよそ165千m³。(前年同月比104.8%)
 - ・地域別には、前年同月上回った分会は29分会中12分会で、昨年の15分会を下回った。前年同月と比較して増加したのは札幌、苫小牧、北見など一方、減少したのは釧路、宇野、千歳地区などであった。(全道)

鉄鋼・金属

- 電気料金高騰分の価格転嫁は進んでいるが、今期に値上げがあるかは不明である。国による電気・ガス価格激変緩和対策事業が決まり安堵している。
 - ・賃金を上げることができる企業はまちまちである。(全道)
- 新造船受注量増加で本年度中期から室蘭製作所でのブロック製作量が増加するため、人員不足が予想される。新規採用は厳しい状況であり、外国人労働者3名の補充を予定している。
 - ・造船業界は新卒者の定着率が低く、熟練技術者の確保も難しい状況である。(室蘭)

一般機器

- 資材高騰の影響が大きく、見積りができない。
 - ・コロナは落ち着いたところがあるので、これから期待している。(全道)
- 原材料価格の高騰分はある程度価格転嫁できているが、電気料金的大幅な高騰分は価格転嫁出来ない。
 - ・取引先の規模が大きいほど原材料等高騰分の価格転嫁が出来ないとの声がある。
 - ・電気料金大幅値上げ申請中の電力会社には、役員報酬削減など経営努力を明確に示して申請の審査をするべき。(札幌)

その他

- 段ボールケースの2次値上げ交渉が大詰めとなってきた。全農や大手の値上げは未定である。
 - ・各企業の仕事量は回復傾向にあるものの、人手不足感が強まった。
 - ・来季に向けて値上げラッシュや賃金の見直しなど、厳しい環境が続くが、経営を維持するためには乗り越えなければならない。
 - ・運送業界の時間外労働の上限規制が令和6年に迫っている。自動車の走行距離税を含め、北海道としての対策を検討する時期が迫っている。観光も産業も成り立たなくなるのは必至である。(全道)
- 地元の電力会社より、4月1日から電気料金の20%値上げの告知があった。これ以上の値上げは、製造業にとって大きなダメージとなる。日本における製造業の割合は20%ほどであり、国の施策で対応してほしいところである。(旭川)

非製造業

卸売業

- 価格値上げの影響が顕著に出ており、売上高では前年を上回っている一方、収益面では物流コスト増加分を納入価格に反映できていない部分があり、やや悪化している。1月後半から春節期間で、海外からの観光客の入込数が大幅に回復しており、土産菓子は好調に推移した。(全道)
- 靴履物では、降雪量の増加に伴い機能性の高い冬物商品に需要が集まったが、在庫不足で売上に繋がらず、百貨店でも来店客の増加により品不足が目立つ結果となった。
 - ・建築資材、設備機器はメーカーから製品の納入が遅れ、売上げを落とした。
 - ・コロナ関連商品は需要が一段落し、売上減となった。
 - ・貸会議室の需要は、概ねコロナ以前の状態に戻っている。(札幌)
- 令和5年1月期の当組合買付高は仲卸、荷受1,313,342千円で、先月12月期末実績額1,656,433千円より343,091千円ほど減少した。昨年来原材料高騰が顕著であるが、年末の需要期より1月の段階での消費落ち込みが際立った結果と言える。
 - ・コロナ感染症第8波も落ち着いてきているが、中国観光客の春節による需要増加も限定的で道内飲食店の下支えとはなっていない現状が見て取れる。
 - ・ドル円相場は、1ドル120円ほどまで戻しているが、光熱費高騰、原材料費高騰でインフレ率は今まで類を見ないほどの上昇率を示している。物価の上昇は今年も顕著であるとの見方もあるが、不況下の物価高であるスタグフレーションの懸念が高まってきており、余談を許さない状況と言える。(札幌)
- 大手電機機器メーカーより、1月の出荷パイプ、配管部材の金属製品資材の値上げあり。(全道)
- 昨今のコロナ感染者数は、落ち着き始めており、それに合わせて社会・経済活動(観光的なイベントも通常開催等)も動きが出てきている。街中ではインパウンドの観光客も見かける。
 - ・帯広の老舗百貨店の閉店前後の報道を見ると、長年に渡って愛され続けていたのを改めて実感した。今後の動向は大いに気になるところである。(帯広)

小売業

- 売上高前年比106.67%の実績。
 - ・依然として、大口先への売上が好調に推移している。
 - ・小売店の店舗規模の大小により格差はあるが、全体的にコロナ前の状況に戻りつつある。(札幌)
- 前年比較
 - ・物販見込 103.3%
 - ・金融 95.8%
 - ・コロナ感染者数が減少傾向となり、冬季観光の外国人観光客が増え、中心市街地の人通りも昨年と比較して増加している。飲食店は賑わいを取り戻しつつあり、行列ができる店も見受けられる。売り上げは前年より多少増加したものの、物価高等の先行き不安から消費を控える傾向が伺える。(旭川)
- 道内で唯一の百貨店が、惜しまれながら1月31日をもって閉店した。最後の閉店感謝セール期間中は百貨店周辺の駐車場が常に満車状態となり、この状態が以前より続いていたらと考えさせられた。1月31日の閉店当日は、百貨店の雄姿を収めようと、たくさんの人々がスマホをかざしており、閉店の時刻を過ぎても客が絶えず、店舗のシャッターが閉まるまで惜しみない拍手があった。本当に122年という長い間ありがとございまして、と思う自分がいた。この閉店に伴い、帯広の中心街は人通りが減少し、閉店の影響を指摘する声も出ているようだが、一日も早く百貨店の再生を願うばかりである。(帯広)
- 月初めはコロナ前に戻ったように観光客が多数来場しており、外国人観光客も多く見受けられた。しかし、悪天候と大寒波の影響で客足は落ちた。月末特売日も平日と変わらない来場者数となっている。(小樽)
- 組合全体の前年比は、103%だった。
 - ・食品スーパー関連は、前年比110%と伸びているが、販売価格の上昇が押ししているとされる。
 - ・一般店では、前年比99.5%と前年並み。
 - ・地元の老舗スーパーが3月末での閉店が発表された。今後、販売額的大幅な落ち込みが予想される。(声別)
- 雪が多かった地方は、除雪機の修理依頼が多く、手が回らないほどである。(全道)

- 年明けから「全国旅行支援」のクーポン仕様で、原則、STAYNAVIを用いた「電子クーポン」での運用になったが、旅行者による登録の煩わしさと店舗での対応にも手間が多く、システムトラブルなども見受けられ、あまり稼働が好ましくない状況である。「GoToトラベル」時のシステムが、旅行者・店舗ともに非常に操作しやすいシステムだったので、なぜ今回新たなシステムにしたのか疑問である。また、今月は中国の正月に当たる春節もあり、中国本土の問題はあるにせよ、台湾・香港・シンガポール・マレーシアなど新千歳空港での入込はコロナ禍前と同水準で、とりわけ飲食店においては今もなお利用が高まっているところである。(函館)
- 1月は、大きくマイナスとなった組合員店もあったが、時計・メガネなどを扱う組合員店がプラスとなり、全体では前年並みの結果となっている。燃料費や光熱費の負担増加から営業時間を短縮して対応している組合員もあり、これから更に値上げとなると頭が痛いという声もあった。
 - ・1月は、市内での他社カード利用がプラスとなった。その影響もあり、旅行関連、飲食業においてもプラスの推移。当社会員の利用は、2月のクレジットカード事業移管の影響もあり、前年を下回る結果となった。(釧路)
- 1月3日のWTI原油価格は76.93ドルで先月から見て4.9ドルの反落でスタートした。これは中国のコロナ感染拡大による経済に与える影響が主要因と考えられている。中国の経済正常化並びに米国経済の好転等で反発、31日のWTI価格78.87ドルとなっている。
 - ・1月は国の燃料油価格激変緩和対策事業の元売りに対する補助後もSSでの販売価格は、ほぼ横ばい状態となった。組合員の収支状況は、量販店に引きずられ収支圧縮状態が続いている。(旭川)
- 商品券事業が終了するも、町の補助金を活用した各商店街等の消費促進イベントにより、売上は増加傾向にある。しかし、物価高騰の影響により利益が圧迫し、資金繰りが忙しくなっている事業所も多い。更なる値上げが発表されているなかで消費者の購買意欲の減退が予想され、客足を取り戻すために今後も消費促進イベントを企画しながら活動していかなければならない。(日高)
- 1月は、毎年天候の悪化で入荷も少なく高級品のマグロ、かに、えび、サーモン等は、値段が高く量も少ない。生魚はタラ、タチ、カレイ等の入荷が増えてきている。しかし、全体的に魚の量が少なく、販売が厳しい状況である。観光

もコロナ前には戻らず、売上も厳しい状況である。

- ・電気、ガスの固定費の削減対策が必要である。(札幌)
- 1月はコロナも落ち着きをみせ、インパウンドの入店客も前年に比べて増加した。
 - ・1月27、28日に和商の日を開催し、イベントでお得袋の販売を行い、地元のお客様が来店し賑わいを見せた。
 - ・来店客にはマスクの着用、出入り口にはアルコール消毒を設置し、館内放送にてお願いをしている。また、定期的な出入り口を開放し、換気対策を実施している。店内のお客様が利用したテーブルには、飛沫対策のアクリル板を設置し、テーブルやイスはこまめにアルコール消毒をしている。(釧路)
- 値上げをしている分、昨年同月より収益が微増している。使用数量は節約のため減少している。状況は厳しい。(稚内)
- 積雪により、個別訪問の駐車スペースが確保できない等の理由で売上が減少している。(全道)
- 1月の中東原油価格をみると、月初1バレル当たり80ドル程度から下落基調で推移し、一時は70ドル前半まで下がったものの、月末には80ドルを上回る水準となった。この間、北海道におけるガソリンのSS店頭小売価格については、政府の燃料油価格激変緩和対策事業の効果から、1リットル平均167円程度と前月と同水準となった。一方、1月の全国ベースでのガソリン出荷量をみると、序盤は前年を大幅に下回ったものの、その後は一進一退で推移した。しかしながら、依然としてコロナ禍前の水準には戻っていない。また、道内の灯油販売については、年明け以降、10年に1度とされる寒波が襲来するなど、厳しい寒さが続いており、全道的に概ね前年並み、若しくはそれ以上に伸びている。(全道)
- 新車の流通が落ち着いてきたことにより、新車ディーラーは在庫過多の状況である。そのため、中古車の流通は低下、価格も低下気味である。中古車小売に關しても新車販売が整ってきたことにより、低迷気味である。中古車的には低調となるが、中古車発生の元である新車が流通しないと中古車の発生もないので、未来の中古車業界の観点からだと好転していることになるが、恩恵を受けられるのは2〜3年後と予想される。(札幌)
- 電気、灯油及び重油代等の高騰により、収益が悪化している。(美唄)
- 米、畑作地区は昨年並みの業績になる見込みである。
 - ・酪農地区の落ち込みが大きく、業界全体では昨年を下回る状況である。(全道)

サービス業

- 燃料用重油が高止まりしている。また、営業用の備品や光熱費等が値上がりし、営業に大きな影響を及ぼしている。
 - ・コロナ感染症は少し収束を見せているが、インフルエンザの状況も気になるところである。
 - ・日常の衛生管理は、今まで通り徹底している。(全道)
- 企業や官公庁のデジタル化の進行に伴うシステム開発が旺盛で、道内の中小IT企業には首都圏大手企業や大手システム開発企業からの開発案件の受注打診や発注が相変わらず増加しているが、技術人材不足の影響で、案件の受注を積極的に取り込めない状況となっている。また、賃金の上昇、離職者の増加、新卒者・中途採用者の確保の難しさ、電気・ガス料金を含めた物価の上昇によるオフィスコストの高騰、新型コロナウイルス感染者の発生での開発業務の遅延等、道内中小IT企業を取り巻く環境は好況業種ではあるが、多くの問題・課題を抱えている。2022年度の業績は増収減益が増収微増で終了しそうだが、このままでは2023年度は利益確保がさらに厳しくなりそうである。発注元の理解は進んでいるが、粘り強い価格転嫁の交渉が今後の業績を左右することになる。(全道)
- 全国旅行支援の効果により、国内の入込客数は増加した。昨年皆無だったインパウンドも増加となり、前年同月比では増加している。回復傾向ではあるもののコロナ前の令和元年の水準には及ばない。燃料費の高騰に加え、人手不足が深刻である。(十勝)

商店街

- 百貨店の12月売上高は、6億8,321万円(前年同月比17.4%増)。
 - ・1月共通駐車券の利用は、前年同月比157.7%、買物共通バス券は、前年同月比95.2%。百貨店の閉店セールが影響している。(帯広)
- 電気料金の高騰により、固定費が増え苦慮している。対応策(支援)を早急に講じてほしい。(網走)

建設業

- 令和5年1月の業況として、公共工事はあまりなく、新年度に向けた準備段階の状況である。民間工事においては、定期的に工事物件は多くないが、来年度に向けた物件が動き出しており、見積りなどが増えてきている。札幌を始め、各地域でも大型の工事が計画されてきているが、地元の業者がどのように関わり、受注をしていくのかがこれからの課題になる。今後、工事において求められる技術レベルが高くなっていく中で、どの企業も人材育成に苦戦をしており、どのように人を育て、技術と意識レベルを上げていくのかが大きなポイントになっていく。業界から他業種へ人材が流出しないように、業界全体でイメージアップと環境改善を継続的に行っていくことが必要である。(全道)
- 【組合員の業況】
年明け1月2日〜5日に低温による水道管凍結の修理が多く発生し、各業者は一日中対応に追われた。今年は排水管の凍結や詰まりも多く、対応できる業者が限られているため、依頼があってもすぐ対応できない状況である。
【地域の実情】
再びコロナ感染症が流行し始めており、老人介護施設、市役所、学校施設で感染が拡大している。
天候が目まぐるしく変わるため、路面状態が悪くなっている。今月中旬より市道の除排雪が始まり、業務を受託している組合業者は連日多忙な状況である。(名寄)

運輸業

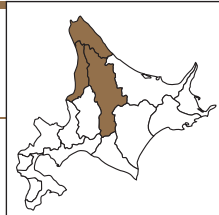
- 売上高は、前年同月比 12.67%増加。
 - ・乗務員数は、前年同月比 6.3%減少。
 - ・2月分チケット取扱高は、前年同月比 13.44%減少。(旭川)
- 組合員減少の影響が宅配事業の収益悪化となって現れている。(全道)
- 農産物については、昨年と比べると作柄が良かったため輸送量は多少増えている。本州の雪害等の影響で効率面は落ちている。
 - ・一般貨物については例年並み。
 - ・燃料の価格は依然高止まりしており(補助金摘要の範囲内)、経営環境は悪い。(石狩)

支部だより



上川・宗谷支部(旭川市)

所管／上川・宗谷総合振興局・留萌振興局管内
駐在職員／小野事務所長・渡邊主任・安武主事



魅力発見！3年ぶりの開催 銀座食べマルシェ

1月28日、旭川銀座商店街振興組合(宮口幸治理事長、組合員55人)が主催する「銀座食べマルシェ」が3年ぶりに開催されました。

旭川市民の台所として、昔から親しまれている旭川銀座商店街は、市内飲食店も食材を仕入れに訪れるほど良質な食材が揃っています。商店街の路面店と、商店街で食材を仕入れる飲食店などがタッグを組み、旭川の「うまい」を発信するイベントです。

当日は、目玉グルメの旭川産ななつぼしに、豪快に生本マグロの大トロ・中トロ・赤身を乗せ、旭川の醤油メーカー「キッコーニホン」の生しょうゆを垂らした「豪快のつけ丼」を求め、11時30分の販売開始前から、長蛇の列ができました。飲食スペースでは、笑顔あふれる中で多くの方々が食事を楽しんでいました。その他、旭川の調理師専門学校や旭川大学高等学校調理部の学生が銀座商店街から食材を仕入れ、オ

リジナル商品を開発・提供する「銀座の果物・八百屋さん×学生コラボメニュー販売会」も実施され、寒い中、明るく元気に販売していました。

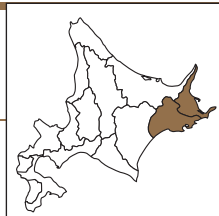
各店舗が工夫を凝らし、旭川名物新子焼き、とろもつ煮、みそホルモン、あんかけヤキソバ、ジャンボ豚串、おしるこ、豚汁など、心も体も温まる商品を提供し、どのお店も盛況でした。

旭川の食と銀座商店街の魅力を再発見・体験できる当イベントは、毎年1月下旬に開催されています。来年も開催が楽しみです。



釧路支部(釧路市)

所管／釧路総合振興局・根室振興局管内
駐在職員／長谷川事務所長・高橋主事



「港まちベース946BANYA」がグランドオープン！

港まちベース946BANYA(くしろばんや)は、昨年9月に釧路フィッシャーマンズワーフMOO(釧路市錦町2)2階にプレオープンした交流スペースです。オープンのきっかけは「釧路の街に共創の場を作り、賑わいを取り戻したい」という運営メンバーの想いからでした。プレオープン後の現在は、異業種交流会や座談会など様々なイベントが開催され、釧路の賑わいの拠点となっています。

そんな946BANYAですが、本年4月にグランドオープン进行しています。今後の更なる賑わいの創出に向けて、昨年12月からはメン

バーシップ制度を開始しました。会費(月額500円～3万円)を支払うことで、会場利用料が割引または無料となります。また、イベント開催に向けた準備等を946BANYAの運営メンバーに手伝ってもらえます。さらに、会員限定の情報提供や交流・体験イベントなども開催される予定です。

皆様もぜひ、946BANYAに足を運んでみませんか。遠い地域にお住まいの方は、メンバーになっていただくことで、活動を応援することも可能です。一緒に地域を盛り上げていきましょう！

港まちベース946BANYA
<https://www.946banya.com/>





胆振支部(室蘭市)

所管／胆振総合振興局管内
駐在職員／増田事務所長・渡辺主事



本場の讃岐うどんを食べられる!!

「道の駅とうや湖」のご紹介

「本場の讃岐うどんを食べたいけど、香川県まで行くのはちょっと遠い」と思うことはありませんか？ そのお悩みは、洞爺湖に行くことで解決します。

明治時代に香川県の人々が洞爺地区を開拓したことをきっかけとして、現在でも洞爺湖町は香川県とつながりがあります。こうした背景から、企業組合とうや湖(細川敏伸理事長)が運営している「道の駅とうや湖」内にある食堂では、本場の讃岐うどんを提供しています。細川理事長は、「本場の讃岐うどんを提



供できることをとても嬉しく思います。噴火湾産の美味しい

ホタテの味噌汁もオススメです。洞爺湖に来られた際はぜひ本場の讃岐うどんをお楽しみください！」と話しています。

また、店内では、地元の新鮮野菜や、ワイン、パン、お菓子や雑貨なども販売しています。皆さまも、洞爺湖にお越しの際には是非お立ち寄りください。



道の駅とうや湖

住所：虻田郡洞爺湖町香川9-4

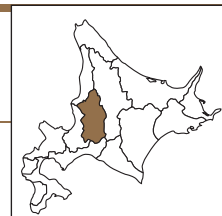
TEL:0142-87-2200

Instagram : <https://www.instagram.com/mitinoekitouyako/>



空知支部(岩見沢市)

所管／空知総合振興局管内
担当／連携支援部 外川主査



空知支部管内各地で消費税インボイス制度 対応セミナーを開催しました

今年10月からの、消費税インボイス制度導入を前に税理士が講師となって、空知管内各地で円滑・適正な対応に向けた消費税インボイス制度対応セミナーを開催しています。

1月20日には岩見沢市で、岩見沢市4条通り商店街振興組合(前川英介理事長、組合員48人)を対象とし



て、同24日には芦別市で、芦別ポイントカード協同組合(吉川幸信理事長、組合員40人)を対象として開催しました。

セミナーの内容は、消費税の仕組み、インボイス制度の概要、インボイス登録のメリット・

デメリットなどです。課税事業者はインボイス登録を行うことで、スムーズにインボイス制度へ移行できるように思われることが多いですが、自社の対応が完璧であっても、仕入先や受注先でインボイス対応ができていないと、自社の消費税負担が増加する可能性があるため、仕入先・受注先へのインボイス登録の確認が重要であることが強調されていました。

今後の経営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、受講された方々は自社の対応について真剣に検討していました。

制度開始まで6か月半となっておりますが、さまざまな経過措置もあり、複雑な制度となっておりますので、ご不明な点等がございましたら中央会までお気軽にご相談ください。

中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
概要は、旭川校のホームページをご覧ください。(右の QR コードからもご覧頂けます)



No. 301 次世代を担うトップリーダーを育てる

おすすめ

経営管理者養成コース



【研修期間】(インターバル研修: 4日×6回)

- ① 2023年 7月4日(火)～ 7月 7日(金)
- ② 2023年 8月1日(火)～ 8月 4日(金)
- ③ 2023年 9月5日(火)～ 9月 8日(金)
- ④ 2023年 10月3日(火)～ 10月 6日(金)
- ⑤ 2023年 11月7日(火)～ 11月10日(金)
- ⑥ 2023年 12月5日(火)～ 12月 8日(金)

【対象者】経営幹部、経営後継者、管理者

【受講料】298,000 円(税込)

研修のねらい

企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

【研修の流れ】

- 第1回: 経営戦略と経営計画・論理的思考
- 第2回: 組織と人事管理・リスクマネジメント
- 第3回: マーケティングの理解とプロセス・ゼミ①
- 第4回: 財務会計・管理会計・自社の財務分析・ゼミ②
- 第5回: 事例研究・ビジネスゲーム・ゼミ③④
- 第6回: ゼミ⑤・成果発表会

“総合的マネジメント能力”をマスター

No. 1 新任管理者研修 (4月開講)

「できる管理者」を目指す人の
マネジメント基本講座

4月11日(火)～14日(金)

受講料: 39,000 円(税込)

対象レベル: 新任管理者・その候補者



管理者に求められる役割を理解し、必要となるマネジメント知識やスキルを学び、自身のリーダーシップ目標の実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

No. 2 建設業のための

CPDS 認証講座
(21 ユニット取得可)

現場管理者養成講座 (4月開講)

建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修

4月17日(月)～19日(水)

受講料: 32,000 円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者・その候補者



現場関係者を調整して円滑な現場運営を実現するうえで必要となるリーダーシップと、建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけます。

No. 3 営業力を高める商談・交渉力

明日から成果が出る営業の基本

札幌開催

4月18日(火)～19日(水)

受講料: 22,000 円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者・営業担当者



顧客の心をつかむ営業パーソンの心得を理解し、自身の営業スタイルを見つめ直すとともに、即実践できる営業スキルをロールプレイによる演習を通じて学びます。

No. 4 5S 基礎講座

5Sを現場で定着・継続させるポイント

4月20日(木)・21日(金)
5月18日(木)・19日(金)

受講料: 39,000 円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者・その候補者



5S と見える化を実現する手順を学び、インターバルを活用して実際に 5S 活動に取り組むことで、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

講座内容詳細は

中小 旭川

検索

初めての方は

旭川校トリセツ

検索

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東 3 条 2 丁目 2-1

中小企業大学校 旭川校



安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！

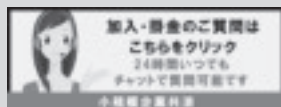


共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

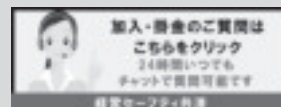
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済



検索



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 9-23	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



人を思う。未来を思う。

商工中金

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日／2023年3月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすい
ユニバーサルデザインフォントと
環境にやさしい植物油インキを使
用しています。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK